

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる対応状況等(16報)

(4月9日 17:00 現在)

※下線部:前回からの追加・修正箇所

1 小・中学校の対応について

(1) 学校給食について

・4月9日から給食開始

(2) 部活動、課外活動について

・保護者の承諾を得た上で以下の感染予防対策を講じ実施中。

※詳細は各学校のホームページで確認

(予防対策)

- ・大人数による集団の活動は避け、少人数やグループ分けの練習とする。
- ・体育館での換気の実施、同一運動機器を使用する場合の衛生管理の徹底。
- ・校長が実施内容を十分に確認し、当面は合宿や遠征、練習試合は行わない。 等

※小学校の課外活動については、実施主体である各団体と保護者の合意の下、予防対策の徹底を図り、体育館・グラウンド等の管理者の許可を得て実施。

(3) 塾、習い事等について

・保護者判断による。

(4) 学校施設の利用について

・学校体育館等については、より一層の感染拡大防止措置を講じた上、4月8日から夜間の開放を含め、一般(大人)の使用も可とする。

(5) 各保護者への連絡方法について

- ・学校ホームページで随時情報掲示
- ・保護者個々へのメール配信(まちコミメール利用)
- ・個別の文書配布(郵便、または個別訪問の際にポスト投函)

2 子どもの居場所について

(1) 学校の教室を利用した居場所づくり

・市内小学校 28 校、中学校 6 校の全校で 3 月 9 日から実施。

3 その他の対応等について

公民館事業
隣保館事業

3/26 から主催・共催事業、講座及び貸し館について、対策を講じた上で実施及び使用を可とする。

生涯学習センター事業	3/26 から自主事業・自主企画事業及び貸し館について、対策を講じた上で実施及び使用を可とする。
放課後子ども教室	4/9 から対策を講じた上で通常どおり実施。
土曜塾	5/16 からの開講に向けて準備(入塾募集、選考、登録)を進めているが、今後の状況によって柔軟に対応予定。
文化・スポーツ事業	<p>①子どもたちの体育館等の個別使用については、集団利用を避けること、衛生管理を徹底すること等万全の対策を講じた上で、3/26 から使用可とする。</p> <p>②屋外での子どもたちの活動(スポーツ少年団等)についても、指導者等に感染予防対策を講じるよう依頼した上で、3/26 からの活動を可とする。</p> <p>③市主催の行事・活動については 4/30 まですべて中止を決定</p> <p>④主催が市ではない大会・イベントについても 4/30 までは自粛要請</p>

※県内外から大多数の来館者が見込まれる場合においては、自粛を要請することとする。

4 市管理施設等の対応

①	南予文化会館	3/26～大規模事業については自粛を要請
②	コスモスホール三間	3/26～大規模事業については自粛を要請
③	道の駅津島やすらぎの里	3/28～温浴施設・プール・研修集会施設・レストラン部分の営業を再開
④	祓川温泉	3/28～営業を再開
⑤	道の駅みま	3/26～研修室の貸出を再開 3/10～当面の間 レストラン「睦みちの花」の営業を休止
⑥	道の駅みなとオアシス うわじまきさいや広場	3/26～特産品加工室・市民ギャラリー・研修室の貸出を再開
⑦	木屋旅館	3/26～コミュニティルームの貸出を再開
⑧	だんだん茶屋	4/11～食堂部分の使用を中止(店舗横の施設で弁当の提供を継続)
⑨	総合体育館	3/26～利用可
⑩	スポーツ交流センター	3/26～利用可
⑪	吉田ふれあい運動公園	3/26～利用可
⑫	三間国民体育館	3/26～利用可
⑬	津島勤労体育センター	3/26～利用可
⑭	三間柔道場	3/26～利用可

⑮	津島柔剣道場	3/26～利用可
⑯	地区学校体育館施設(閉校した学校の体育館等)	3/26～利用可
⑰	子育て世代活動支援センター	3/26～ <u>イベントは当面の間、中止</u>
⑱	むつみ荘	3/26～利用可
⑲	高齢者コミュニティセンター	4/1～利用可
⑳	三間町老人憩の家	4/1～利用可
㉑	保健センター	3/26～利用可
㉒	図書館	3/26 から対策を講じた上で使用を可とする。 なお、自習室等一部は引き続き使用不可とする。
㉓	三間ふれあい交流館	3/26～利用可
㉔	齋場(静愁苑・吉田齋場)	<u>利用可(4/1～発熱者や感染拡大地域からの参列等について自粛を要請)</u>

5 申告期限延期について

- ・令和2年度の個人市民税の申告期限を4月16日まで延長する。
※4/17以降も柔軟に対応

6 税・料の納付猶予について

- ・申請により認められた場合、徴収・換価を猶予する。

7 事業者向け支援について

- (1)新型コロナウイルス感染症にかかるセーフティネット保証第4号・第5号の認定
 - ・一般保証とは別枠で信用保証協会の保証(保証割合100%または80%)が利用可能となる。
- (2)中小企業振興資金融資制度
 - ・低金利で500万円までを上限に融資する。
- (3)小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利子補給制度
 - ・日本政策金融公庫のマル経融資の利用事業者を対象に、支払われた利息の一部を補給する。
- (4)新型コロナウイルス感染症対策資金の利子補給制度
 - ・愛媛県の新型コロナウイルス感染症対策資金を利用した中小企業者等に対し、利子補給を行う。
- (5)新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金制度
 - ・国の雇用調整助成金(新型コロナ感染症にかかる特例によるもの)の支給決定を受けた事業主に対し、休業手当負担額の1/10以内で上乗せ助成を行う。
- (6)新型コロナウイルス感染症対策相談支援事業
 - ・中小企業者等の経営相談を強化するため、宇和島商工会議所に委託し、相談窓口を開設。
 - ・市民向けの生活総合相談に対応する窓口を開設(市役所本庁1階)。

【問い合わせ先】

- ・小中学校の対応について:宇和島市教育委員会学校教育課(0895-49-7031)
- ・申告期限の延長について:宇和島市市民環境部税務課(0895-49-7010)
- ・税・料の納付猶予について:宇和島市市民環境部納税課(0895-49-7011)
- ・事業者向け支援について:宇和島市産業経済部商工観光課(0895-49-7080)

〈各施設〉

- ・①～②:宇和島市総務部企画情報課(0895-49-7003)
- ・③～⑦:宇和島市産業経済部商工観光課(0895-49-7023)
- ・⑧ :宇和島市産業経済部農林課(0895-49-7022)
- ・⑨～⑯:宇和島市教育委員会文化・スポーツ課(0895-49-7033)
- ・⑰～⑱:宇和島市保健福祉部福祉課(0895-49-7017)
- ・⑲～⑳:宇和島市保健福祉部高齢者福祉課(0895-49-7018)
- ・㉑ :宇和島市保健福祉部保険健康課(0895-49-7021)
- ・㉒ :宇和島市教育委員会生涯学習課(0895-49-7032)
- ・㉓ :宇和島市三間支所産業建設係(0895-49-7102)
- ・㉔ :宇和島市市民環境部生活環境課(0895-49-7013)